

木古内町 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数(名)	143	127	117	103	99
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	0	146	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)(台)	0	127	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの(台)	0	127	0	0	0
⑤ 累積更新率(%)	0	100	0	0	0
⑥ 予備機整備台数(台)	0	19	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	19	0	0	0
⑧ 予備機整備率(%)	0	15	0	0	0

【端末の整備・更新の考え方】

現行の1人1台端末は令和2年度に調達し、令和3年度より運用を開始している。

令和7年度には耐用年数といわれる5年が経過することとなり、端末のハード面・ソフト面双方で故障台数が増加している。

現在は児童生徒数の減少によって発生した余剰機を代替とすることで運用できているが、以下の理由により安定した運用のためには令和7年度に予備機を含めた全台数の調達を行う必要がある。

○余剰機利用のペースが速くなっていること

○余剰機の枯渇により旧型の端末を修繕・再調達する場合、費用対効果が非常に悪いこと

【更新対象端末のリユース・リサイクル・処分について】

1. 対象台数

199台

2. 処分方法

処分方法については端末の動作状況等を確認した上で、下記のとおり処分する。

・教育委員会や学校、公共施設等での再利用

・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託

3. 端末データの消去方法

業者委託により適切に消去する

4. スケジュール(予定)

令和7～8年度中:使用済端末の動作状況等確認・選定

令和8～9年度中:処分事業者の選定・使用済端末の事業者への引き渡し